附　則

この政令は、平成二十六年十月十四日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
経済産業大臣　小渕　優子
環境大臣　望月　義夫

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百二十号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三項中「平成二十五年四月一日」を「平成二十六年四月一日」に改める。

別表第六号中「字宇兵衛河原、字遠山新田、字内河原、字館、字浜名谷地、字赤沼及び字海岸並びに豊洲」を「字宇兵エ河原の区域　同市豊洲並びに大字河原木字海岸、字餉、字遠山新田、字内河原、字赤沼及び字浜名谷地」に改め、同表第十四号を次のように改める。

十四　京葉臨海北部地区

千葉県市川市の区域のうち次の区域

(1)　二俣新町の区域

(2)　高谷新町の区域　田尻及び上妙典の区域のうち主務大臣の定める区域

(3)　本行徳及び高浜町の区域のうち主務大臣の定める区域

別表第二十号(1)中「千鳥町」の下に「並びに磯子区鳳町」を加え、「磯子区鳳町、新磯子町、新森町及び新中原町の区域　同区原町及び磯子一丁目の区域」を「同区原町」に、「区域　同区新杉田町の区域のうち市道五百七十七号線と海岸線との間の区域」を「区域」に改め、同号(2)を同号(3)とし、同号(1)の次に次のように加える。

(2)　磯子区新磯子町、新森町及び新中原町の区域　同区磯子一丁目の区域のうち東日本旅客鉄道株式会社根岸線と海岸線との間の区域　同区新杉田町の区域のうち一般国道三百五十七号線と海岸線との間の区域

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

総務大臣　山本　早苗
経済産業大臣　小渕　優子
内閣総理大臣　安倍　晋三

平成二十六年七月三十日から八月二十五日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百二十一号

平成二十六年七月三十日から八月二十五日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十六年七月三十日から八月二十五日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百一号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項まで」を「第三条から第六条まで、第十六条、第十七条、第十九条及び第二十四条」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　西川　公也
国土交通大臣　太田　昭宏

宅地建物取引業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百二十二号

宅地建物取引業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、宅地建物取引業法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

宅地建物取引業法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十七年四月一日とする。

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三

内水面漁業の振興に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百二十三号

内水面漁業の振興に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

内水面漁業の振興に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十六年十一月一日とする。

農林水産大臣　西川　公也
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫
内閣総理大臣　安倍　晋三

内水面漁業の振興に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百二十四号

内水面漁業の振興に関する法律施行令

内閣は、内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）第二十八条第一項及び同条第五項において準用する同法第二十六条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

内水面漁業の振興に関する法律（以下「法」という。）第二十八条第一項の政令で定める養殖業は、うなぎ養殖業とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十六年十一月一日）から施行する。

（うなぎ養殖業の届出に関する経過措置）

2　この政令の施行の際現にうなぎ養殖業を営んでいる者についての法第二十八条第一項の規定の適用については、同項中「その養殖業を開始する日の一月前までに」とあるのは、「平成二十六年十二月一日までに」とする。

（水産政策審議会令の一部改正）

3　水産政策審議会令（平成十三年政令第二百三十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表資源管理分科会の項中「及び海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）」を「、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）及び内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）（第九条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）を除く。）」に改める。

農林水産大臣　西川　公也
内閣総理大臣　安倍　晋三